

ID: 1214

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	緑地保全・緑化推進法人の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	都市緑地法 第81条第1項		
例 規 番 号	昭和48年法律第72号（平成29年6月改定）		
【基準】 法第81条第1項の規定による。 （緑地保全・緑化推進法人） 第 81 条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。 （業務） 第 82 条 推進法人は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 次のいずれかに掲げる業務 イ 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。 ロ 市民緑地の設置及び管理を行うこと。 (2) 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (3) 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。 (4) 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。 (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日